

令和6年第4回世田谷区議会定例会提出予定案件

[令和6年11月18日現在]

議 案	11	件
諮 問	1	件
同 意	2	件
報 告	6	件

【 議 案 】

＜政 策 経 営 部＞

(1) 令和6年度世田谷区一般会計補正予算（第4次）

＜総 務 部＞

(2) 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

改正理由 証明書コンビニ交付の利用促進及びくみん窓口・出張所の混雑緩和を目的とし、多機能端末機による証明書交付手数料を減額するため。

改正内容 令和7年2月1日から同年5月31日までの間、世田谷区印鑑条例第19条の2に規定する多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の額の特例措置を定める。

施 行 日 令和7年2月1日

<財 務 部>

(3) 擁壁改修工事(池尻四丁目2番先)請負契約

契約方法 一般競争入札(総合評価方式) (令和6年9月25日)

予定価格 555,634,200円

(消費税及び地方消費税相当分50,512,200円)

契約金額 555,500,000円

(消費税及び地方消費税相当分50,500,000円)

相手方 東京都世田谷区池尻二丁目11番3号

日舗・高橋組興業建設共同企業体

代表者 東京都世田谷区池尻二丁目11番3号

日舗建設株式会社関東支店

代表者 安 芸 了

構成員 東京都世田谷区喜多見七丁目27番地

株式会社高橋組興業

代表者 高 橋 利 明

工 期 令和8年11月18日

支出科目等 令和6年度 一般会計 土木費

道路橋梁費 道路新設改良費 工事請負費

債務負担行為

(期間 令和7年度～令和8年度)

<地 域 行 政 部>

(4) 世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

改正理由 烏山まちづくりセンターの移転に伴う一部改正

改正内容 烏山まちづくりセンターの位置を変更する。

施行日 規則で定める日

<高 齢 福 祉 部>

(5) 世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例

改正理由 介護保険標準準拠システムへの移行に伴う一部改正

改正内容 保険料の普通徴収に係る納期の開始月を変更する。

施行日 令和7年4月1日

<障 害 福 祉 部>

(6) 世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定

施設名称 ①世田谷区立駒沢生活実習所
②世田谷区立桜上水福祉園
③世田谷区立奥沢福祉園
④世田谷区立九品仏生活実習所
⑤世田谷区立九品仏生活実習所中町分場
⑥世田谷区立千歳台福祉園
⑦世田谷区立給田福祉園
⑧世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ
⑨世田谷区立下馬福祉工房
⑩世田谷区立玉川福祉作業所
⑪世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場
⑫世田谷区立砧工房
⑬世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファーム

候 補 者 ①④⑤

名 称 社会福祉法人武蔵野会

所在地 東京都八王子市旭町1 2 番 4 号 日本生命八王子ビル2階201

②③⑦⑧⑫⑬

名 称 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会

所在地 東京都新宿区西新宿七丁目8番10号 オークラヤビル2階

⑥⑨

名 称 社会福祉法人せたがや櫨の木会

所在地 東京都世田谷区代田一丁目29番5号

⑩⑪

名 称 社会福祉法人大三島育徳会

所在地 東京都世田谷区鎌田三丁目16番6号

指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

<子 ど も ・ 若 者 部>

(7) 世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

目 的 児童福祉法の改正に伴う条例制定

内 容 世田谷区における一時保護施設の職員数、設備に関する事項、運営に関する事項等を定める。

施 行 日 令和7年4月1日

(8) 世田谷区子ども基金条例の一部を改正する条例

改正理由 基金の対象者の拡大に伴う一部改正

改正内容 条例名を改めるとともに、規定の整備を行う。

施 行 日 令和7年4月1日

(9) 世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

改正理由 大規模修繕工事の完了による施設の位置の変更に伴う一部改正

改正内容 世田谷区立産後ケアセンターの位置を変更する。

施行日 規則で定める日

(10) 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議

提案理由 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約を変更する必要があるため。

提案内容 共同処理組織を共同設置する特別区に文京区を加える。

施行日 令和7年4月1日

<みどり33推進担当部>

(11) 世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

改正理由 区立公園の新設に伴う一部改正

改正内容 次の区立公園を新設する。

名 称 世田谷区立中町三丁目丘の上公園

所在地 世田谷区中町三丁目7番14号

面 積 100.57㎡

施行日 公布の日

【 諮 問 】

<生活文化政策部>

(1) 人権擁護委員候補者推薦の諮問

(詳細は別添資料のとおり)

【 同 意 】

<総 務 部>

(1) 世田谷区教育委員会委員任命の同意

令和6年11月30日をもって任期満了となる中村豊委員の後任を任命する。

(2) 世田谷区監査委員選任の同意

令和6年11月30日をもって任期満了となる中根秀樹委員の後任を選任する。

【 報 告 】

<玉 川 総 合 支 所>

(1) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（世田谷区在住）

事故概要 令和6年6月14日、甲車両が玉堤一丁目28番先路上浄楽橋横を減速し通過していたところ、自転車で浄楽橋を渡り右折する乙と接触し、転倒させたことで擦過傷を与えた。

損害賠償額 101,686円

専決処分日 令和6年10月31日

<清掃・リサイクル部>

(2) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（世田谷区在住）

事故概要 令和6年8月23日、信号のない交差点において甲車両が接近車両を回避するため後退したところ、後方の乙車両と接触し、フロントバンパーに損傷を与えた。

損害賠償額 94,952円

専決処分日 令和6年10月30日

<みどり33推進担当部>

(3) 議会の委任による専決処分の報告（自動車損傷事故に係る損害賠償額の決定）

当 事 者 甲（世田谷区）

乙（狛江市在住）

事故概要 令和6年1月23日、車道側に伸びた甲管理の樹木の枝が、パーキングメーター利用のため道路左端に車両を寄せた乙車両側面に損傷を与えた。

損害賠償額 26,334円

専決処分日 令和6年10月31日

<監 査 事 務 局>

(4) 令和6年7月分例月出納検査の結果について

(5) 令和6年8月分例月出納検査の結果について

(6) 令和6年9月分例月出納検査の結果について

人権擁護委員候補者推薦の諮問

1 主旨

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域に配置する市町村長が候補者として推薦した者の中から法務大臣が委嘱している。

また、候補者の推薦にあたっては、市町村議会の意見を聞くことが定められており、このたび、令和7年3月31日をもって人権擁護委員2名が任期満了となるため、後任の候補者を推薦する必要があるため、令和6年区議会第四回定例会にて後任候補者の推薦を諮問する。

【人権擁護委員法第6条第3項】

市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて、直接、間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

※別紙1「世田谷地区人権擁護委員名簿」参照

2 退任委員

別紙2のとおり

※任期、令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

3 推薦候補者

別紙2のとおり

※年齢は令和7年4月1日委嘱時

※予定任期、令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

4 今後のスケジュール（予定）

（別紙3「人権擁護委員委嘱までの流れ」参照）

令和6年12月	区議会第四回定例会にて議決
令和6年12月	候補者を法務大臣に推薦
令和7年4月1日	法務大臣が委嘱

参考

1 人権擁護委員法ほか概要（抜粋）

○第9条 委員の任期

人権擁護委員の任期は3年とする。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

○第11条 委員の職務

- ・自由人権思想の啓蒙、及び宣伝をすること。
- ・民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- ・人権侵犯事件については、その救済のために調査、情報の収集を行い、法務大臣への報告や関係機関に対する勧告など適切な措置を講じること。
- ・貧困者に対し、訴訟の援助や人権擁護のための適切な救済措置を講じること。
- ・その他人権の擁護に努めること。

○委員候補者の年齢要件（法務省人権擁護局長通達）

- ・新任の委員候補者は68歳以下の者
- ・再任の委員候補者は75歳未満の者

2 人権擁護委員が携る主な活動

（1）世田谷区内での活動

- ① 人権擁護相談（各総合支所で毎月5回実施）※事前予約制の対面相談
- ② 中学生人権作文コンテスト（毎年区立中学校2校で実施）
- ③ 人権の花運動（毎年区立小学校4校で実施。児童が花栽培を通し命の大切さを理解し人権意識醸成に繋ぐ活動）
- ④ 「人権週間（12月4日～10日）」にあわせた啓発活動
- ⑤ 世田谷地区人権擁護委員会の会議（年3回開催）

（2）東京法務局での活動

- ① 常設人権擁護相談（月～金曜日電話で実施）
- ② 東京人権擁護委員協議会等の各委員が所属する委員会等の活動（年4～5回）
- ③ 東京人権擁護委員協議会第3部会（品川区・大田区・目黒区・渋谷区・世田谷区）の会議（年3回開催）

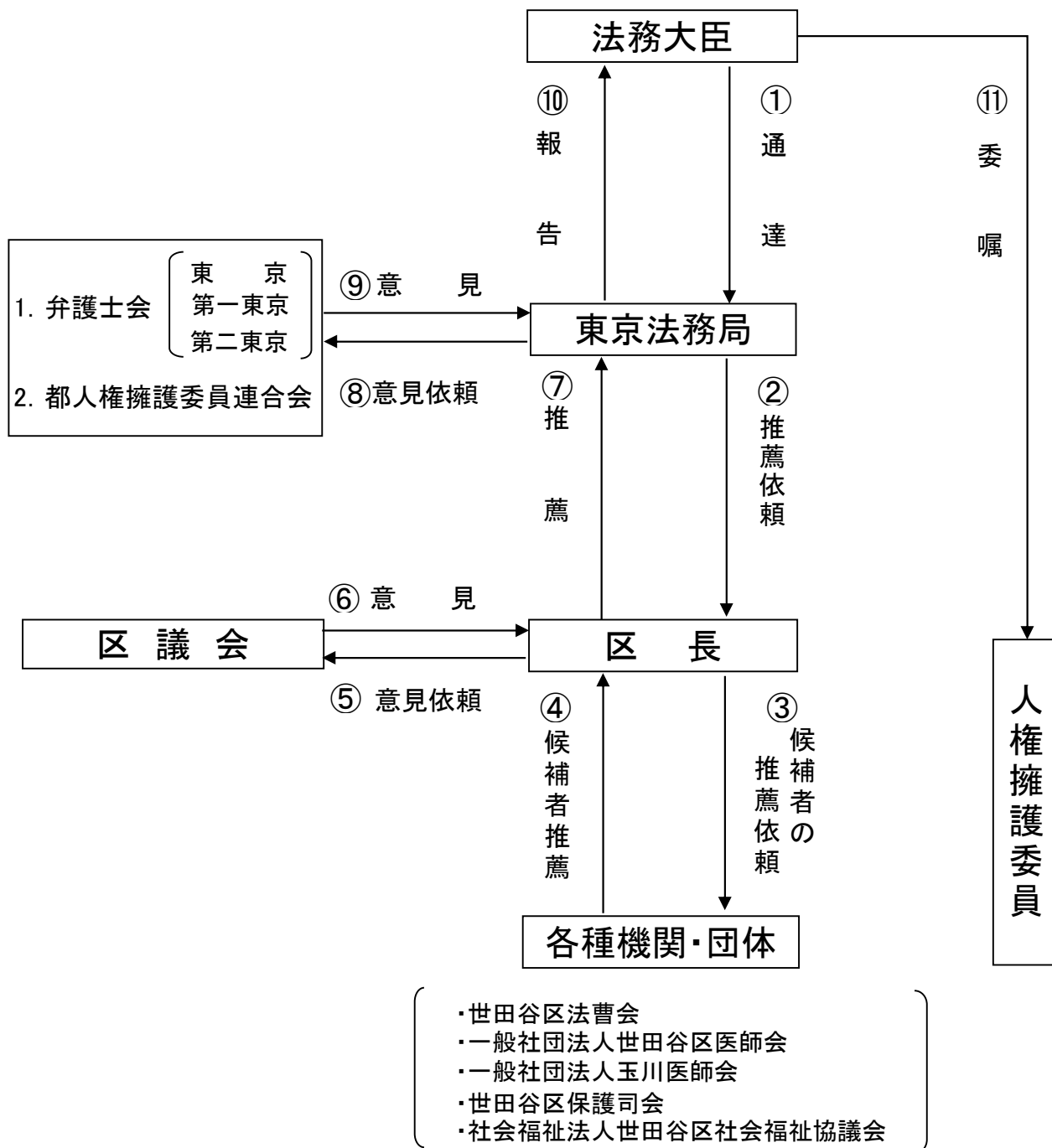
世田谷地区人権擁護委員名簿

別紙1

令和6年11月1日現在

氏名	ふりがな	推薦団体	委嘱年月日	満了年月日	当初委嘱	委嘱回数
小島 和子	こじま かずこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和5.4.1	令和8.3.31	平成20.4.1	6回
田中 京子	たなか きょうこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和4.4.1	令和7.3.31	平成22.4.1	5回
鈴木 賢治	すずき けんじ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和5.4.1	令和8.3.31	平成23.4.1	5回
佐々木 健二	ささき けんじ	世田谷区法曹会	令和5.7.1	令和8.6.30	平成26.7.1	4回
横山 恵美子	よこやま えみこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和5.4.1	令和8.3.31	平成29.4.1	3回
丸山 裕司	まるやま ゆうじ	世田谷区法曹会	令和4.1.1	令和6.12.31	平成31.1.1	2回
望月 岳史	もちづき たけし	世田谷区法曹会	令和4.1.1	令和6.12.31	平成31.1.1	2回
福家 一郎	ふくいえ いちろう	世田谷区法曹会	令和4.1.1	令和6.12.31	平成31.1.1	2回
安藤 弘子	あんどう ひろこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和4.1.1	令和6.12.31	平成31.1.1	2回
早川 明伸	はやかわ あけのぶ	世田谷区法曹会	令和5.7.1	令和8.6.30	令和2.7.1	2回
上田 浩憲	うえだ こうけん	世田谷区保護司会	令和5.7.1	令和8.6.30	令和2.7.1	2回
橋本 文子	はしもと ふみこ	世田谷区保護司会	令和6.7.1	令和9.6.30	令和3.7.1	2回
永田 富美子	ながた ふみこ	世田谷区保護司会	令和6.10.1	令和9.9.30	令和3.10.1	2回
阿部 能章	あべ よしあき	世田谷区法曹会	令和4.1.1	令和6.12.31	令和4.1.1	1回
金武 友江	かねたけ ともえ	世田谷区保護司会	令和4.1.1	令和6.12.31	令和4.1.1	1回
小泉 孝夫	こいずみ たかお	世田谷区医師会	令和4.4.1	令和7.3.31	令和4.4.1	1回
吉本 一哉	よしもと かずや	玉川医師会	令和5.1.1	令和7.12.31	令和5.1.1	1回
林 一仁	はやし かずひと	世田谷区保護司会	令和5.4.1	令和8.3.31	令和5.4.1	1回
小柳 樹弘	こやなぎ しげひろ	世田谷区保護司会	令和6.1.1	令和8.12.31	令和6.1.1	1回
小山 裕美	こやま ひろみ	世田谷区法曹会	令和6.7.1	令和9.6.30	令和6.7.1	1回

人権擁護委員委嘱までの流れ



再審法改正を求める要望書

無実の人が誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生や生命までも奪われる冤罪は絶対にあってはならず、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

しかし、再審開始決定が検察官の不服申し立てにより、取り消される事例も少なくなく、袴田事件においては、２０１４年の静岡地裁の再審開始決定から、この決定が確定したのは２０２３年であり、気の遠くなるような年月がかかっている実態があります。

２０２４年９月２６日静岡地裁は袴田巖氏に再審無罪判決を言い渡し、同年１０月９日に検察官が上訴権を放棄したことにより同判決が確定しました。また、１０月２３日には、福井女子中学生殺人事件の再審開始が決定しており、再審や冤罪被害に市民の関心が高まっています。

こうした中、捜査機関の手持ち証拠の開示と再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の取扱い等、再審手続きの整備を行うことは喫緊の課題です。

よって、世田谷区議会は国会及び政府に対し、冤罪被害者の一刻も早い救済のため、再審法（刑事訴訟法）の速やかな改正を実現することを求めます。

令和６年１１月１１日

世田谷区議会議長 おぎの けんじ

衆議院議長 額 賀 福 志 郎 様

参議院議長 関 口 昌 一 様

内閣総理大臣 石 破 茂 様

総 務 大 臣 村 上 誠 一 郎 様

法 務 大 臣 鈴 木 馨 祐 様

内閣官房長官 林 芳 正 様